

## 1. NIKS・ETCカードの利用方法

### 1) NIKS・ETCカード利用対象車両

#### 【NIKS・Aカード】

- 1) 利用できる車両は、セットアップされた車載器の車載器管理番号の届出がなされた車両（以下「登録車両」といいます。）に限ります。
  - ※ ただし、当該車両の自動車検査証の所有者欄又は使用者欄の名義が、当組合の組合員名と同一である車両に限ります。
  - ※ カード上に車両番号が表示された登録車両に限り利用できます。
- 2) Aカードを使用できる車両は、原則として月間利用額が2万5千円以上の車両です。月間利用額は概ね直近3ヶ月の平均金額で判定し、この基準を下回る場合は当該カードを返却していただきます。

#### 【NIKS・Bカード】

- 1) 利用できる車両は、セットアップされた車載器を搭載した車両に限ります。
  - ※ ただし、Bカードを複数の車載器搭載車両に利用する場合は、その代表する車両とその車載器管理番号を組合に届出てください。
- 2) 利用における金額基準はありません。
- 3) Bカードによって支払われた高速道路等の利用料金は、当該カードを保有する組合員の承認があったものとみなします。

### 2) NIKS・ETCカード利用可能な道路

巻末記載の道路一覧のとおりです。

### 3) NIKS・ETCカードの取扱い

#### 【NIKS・ETCカード共通】

##### ① 管理上の注意点

- 1) カードの所有権は日本道路公団または当組合に帰属しますから、利用者は善良なる管理者の注意を持ってカードを管理してください。

特に、第三者に対して次の行為をしないこと。

- (ア) カードの貸与
- (イ) カードの譲渡
- (ウ) カードの質入れ
- (エ) カードを担保に供すること
- (オ) カード情報の使用

- D) NIKS・ETC カードを車内など高温下で保管・放置されたり、無理な力を加えたりすると変形・破損等の原因となります。大切に取扱ってください。変形・破損した場合は、直ちに組合宛返却し、再発行の手続きをとってください。

※ 破損等したカードにテープ等を貼って使用しないこと。

## ② 交換（交換期限）

カードは長年使用すると変形や磨耗により使えなくなることがありますので、定期的に交換いたします。

交換期限はカード表面に記載される月の末日です。

## ③ 亡失の場合の取扱い

紛失・盗難等により NIKS・ETC カードを亡失された場合、その旨を直ちに当組合へお届けください。この場合、所轄警察署へも届出ください。

NIKS・ETC カード亡失の届出後において、当該カードを発見・回収したときは、速やかに当組合にお届けください。なお、発見・回収された NIKS・ETC カードは、別途ご連絡するまでの間は再使用できません。

なお、NIKS・ETC カードを亡失され、第三者が使用した場合には、全て亡失した組合員に負担していただきますので、ご注意ください。

## ④ カード手数料

新たに NIKS・ETC カードを貸与する場合は、カード手数料として、カード1枚につき571円（税抜）を申し受けます。

また、毎年4月1日において既に貸与を受けている NIKS・ETC カードは、年度分（4月～翌年3月までをいいます。）の取扱手数料として、カード1枚につき571円（税抜）を毎年5月に申し受けます。

なお、NIKS・ETC カードの再発行を受けたときも、カード1枚につき571円（税抜）をカード再発行手数料として申し受けます。

これらは日本道路公団又はクレジットカード会社に支払われます。